

特定疾患から3疾病除外へ

本日、24年度診療報酬改定の答申が発表されました。特定疾患療養管理料・特定疾患処方管理加算の見直しとして、対象疾患から、糖尿病、脂質異常症及び高血圧は除外とされました。事実上、生活習慣病管理料（Ⅱ）に誘導される形になります。詳細は3月以降の告示・通知の発出を待つこととなりますが概要の速報です。先生のご意見をいただけましたら幸いです。

●現行の生活習慣病管理料が（Ⅰ）と（Ⅱ）に再編

【①生活習慣病管理料（Ⅰ）】月1回

- 点数：
 - ・主病が脂質異常症：610点
 - ・主病が高血圧症：660点
 - ・主病が糖尿病：760点
- 備考：外来管理加算が新たに包括範囲に追加

【②生活習慣病管理料（Ⅱ）】月1回

- 点数：333点
- 備考①：注射・検査は出来高算定可能だが外来管理加算は別途算定不可
- 備考②：（Ⅱ）を算定すると、半年間は（Ⅰ）を算定できない

- 【共通の備考】
- ①療養計画書は簡素化するが作成と発行が必要
 - ②診療ガイドライン等を参考として疾病管理を行うことを要件
 - ③少なくとも1月に1回以上の総合的な治療管理を行う要件を廃止
 - ④歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等の多職種と連携が望ましい
 - ⑤糖尿病患者に対して歯科受診を推奨することを要件
 - ⑥リフィル処方、長期処方ができることを院内掲示



↑詳細は上記QRより（答申）

【改定後シミュレーション・ケース①】月1回高血圧で受診している患者

	算定項目	合計
現行	再診料（73点）、外来管理加算（52点）、特定疾患療養管理料（225点）、処方箋料（68点）、特定疾患処方管理加算2（66点）	484点
改定後	再診料（75点）、生活習慣病管理料（Ⅱ）（333点）、処方箋料（60点）	468点

↓
マイナス
16
点

【改定後シミュレーション・ケース②】月2回糖尿病で受診している患者

	算定項目	合計
現行	再診料（73点）×2、外来管理加算（52点）×2、特定疾患療養管理料（225点）×2、処方箋料（68点）×2、特定疾患処方管理加算1（18点）×2	872点
改定後	再診料（75点）×2、生活習慣病管理料（Ⅱ）（333点）、処方箋料（60点）×2	603点

↓
マイナス
269
点

→【FAX】06-6568-2389大阪府保険医協会へご意見ください←

差し支えなければ以下もご記載ください（地区 ）（医療機関名 ）